1.問題の提起

今日、わが国の企業会計の制度的重点課 題は、会計基準をめぐる「2005年問題」 と言われている問題であろう。

それは、欧州連合(EU)が、原則とし て、2005年1月以降、EU域内の企業 に対し、EU域内で資本調達または上場す る場合には国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : I A S B)の作成した国際財務報告基準 Financial (International Reporting Standards: IFRS、以下国際会計基準 を含む)の適用を義務づけたことにより、 EU域外の企業もEU域内で同様の事業 活動をするときは、当該基準と同等と認め られる会計基準に基づいた会計情報の開 示が求められることになったからである。

言うなれば、このことは、わが国の会計 基準に準拠して作成された会計情報が、国 際会計基準審議会の意図している投資意 志決定情報のレベルにないと判断された とき、EU域内での資本調達等の事業活動 は制約を余儀なくされるということであ る。それがために、2005年問題と言わ れるこの課題は、まさに国際会計基準戦争 であり、官民一体となっての対応が求めら れているのである。

そこで、本論文は、国際会計基準の動向 を踏まえながら、わが国の会計基準に準拠 して作成される会計情報を検証し、国際会 計基準の動向にどのように対応すべきで あるかを論究する。

このとき、そのための理論的展開は、第 ーに、会計基準設定の背景を考察し、国際 会計基準をどのように受け止めるのかを 論述する。第二には、国際会計基準の視点 から問われているわが国の会計基準の弱 点とは、どういうことなのかを検証する。

日大生産工 清水 曻

そして第三には、これまでの論究を踏まえ て、わが国の会計基準の実態は、国際会計 基準に比べて決して劣後していないこと を主張し、世界的潮流と化しつつある国際 会計基準との調和をどのようにはかるべ きか、本論文の結論を導出する。

2.国際会計基準の背景

本論文を繙くに当たって、まず、国際会 計基準設定の論議が、どのような背景のも とで求められてきたかを考察しておこう。 このとき、そのためのアプローチは、わが 国企業のディスクロージャーの流れとの 関連において進められるが、それは、国際 会計基準に対し、わが国の基準がどのよう な取り組み方をしていかなければならな いか、その方向づけが自ずと明らかになる ことを理解しているからである。

さて、これまで、企業の開示する会計情 報が論じられるとき、そこに開示される会 計情報の姿は、つねに、企業環境に対応し て、企業の実態を真実に伝え、利害関係者 の意志決定に役立ち得る会計情報でなけ ればならないと指摘されてきた。しかし、 これまでのわが国企業の現状は、そのよう な方向を目指す開示ではなく、経営者の地 位の安定と経営能力の誇示意識を基調と して、関係会計諸則の要求する伝統的会計 情報を持って、これに応えてきたのであ る。

したがって、そこにみる会計情報の姿 は、ペイトン・リトルトン(W.A.Paton ・A.C.Littleton)の説く証明力ある客観的 な証拠(Verifiable, Objective Evidence) なる基礎概念を根拠として維持されてき た、取得原価主義(Historical Cost Basis) に基づいた会計情報そのものであった。

Consideration for Introduction of International Accounting Standards

Noboru SHIMIZU

ちなみに、わが国企業の経営者において は、かかる会計情報が、利害関係者の要 する情報要求を満たすことができないと 認めていても、米国の企業にみるような Voluntary Disclosure によって補充する という姿勢は、決して示すことはなかっ たのである。

しかしながら、昨今の企業活動や資本 調達の歩みが、急速にグローバル化する 中で、これまで一人歩きしてきた取得原 価主義に基づいたわが国企業の会計情報 は、その弱点が浮き彫りにされ、利害関 係者の意志決定には、役立ち得ない会計 情報として、多くの批判が投げかけられ たのである。その焦点は、投資意志決定 情報としての信頼性に向けられたのであ る。この状況を、マイケル・シャープ氏 (国際会計基準委員会議長)の一言にみ るならば、「日本企業の財務報告は、経 済的意志決定を行うための透明な財務情 報をもたらしておらず、国際的資本市場 からは信用されていない」とこの現状を 批判している。

少なくとも、各国のグローバル企業の 企業活動や資本調達の歩みが、その歩幅 を拡げ世界を駆けめぐるとき、そのスム ーズな進展のためには、さまざまな環境 整備を必要とし、国際会計基準は、まさ に国際資本市場の環境整備の柱として、 その設定が期待されていたのである。そ れは国境を越えて有望な投資先企業の選 定に奔走する投資家や国際資本市場から スムーズなファイナンスを望むグローバ ル企業の期待でもあったのである。この ような状況の中で、世界の企業を同一の 基準で比較できることを目標に1973 年国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : I A S C)の設立をみたのは誰しもが知るとこ である。

かくして、国際会計基準設定の流れは、 証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissons: I OSCO)の支持表明を踏まえてその流 れを加速させ、各国の会計基準の変革を もたらすほどの影響力を強めていったの である。

3.国際会計基準の方向性とその対応

前述の考察において、国際会計基準が 企業活動や資本調達のグローバル化を背 景に、企業会計の国際的潮流と化してい くとき、各国の会計基準は、歴史的必然 として、国際会計基準の方向性に沿った 対応を余儀なくされることが指摘された が、このことはわが国の会計基準にも等 しくその対応が求められたのである。そ れは、わが国の会計基準が、国際会計基 準のレベルに達していないと判断されて いるがためであり、具体的には、次の4 項目、すなわち、時価会計、年金会計、 税効果会計、連結会計に焦点が当てられ たのである。このとき、時価会計と連結 会計は、わが国の会計制度を根本から揺 さぶることになる。ちなみに、前者の、 わが国会計基準の基底たる取得原価主義 の時価主義への転換は、「含み益」によ る利益操作や隠れた負債を浮き彫りに し、また、後者の、単独会計(単独財務 諸表)の連結会計(連結財務諸表)への 転換は、社会的公正を欠く粉飾決算の機 会を後退させ、まさに、企業の実態は「あ りのままの姿」に露呈し、国際会計基準 の方向性をたどることになる。

国際会計基準の潮流が、このような影響力を持つとき、この潮流をせき止める か否かという問題提起もあり得ることで あるが、前述したように、世界の資本市 場の動向からして、もはや、この潮流は せき止めることはできず、いかにこの潮 流に対応していくかの問題提起でなけれ ばならない。

さて、一国の会計制度というものは後 述されるように、その国の資本市場や内 情の実態に基づき、長い年月にわたって 培われた結果として成立したものである ため、国際会計基準への取り組み方には、 さまざまな論議がもたれているのであ る。今、ここでは、その論議の整理には ふれないが、ただ、この問題への取組に 際しては、次のことに留意していなけれ ばならない。それは、国際会計基準が、 デジュール・スタンダードでないことは 別知の事実ではあるが、グローバル化が 加速している企業活動や資本調達の経済 的分野においては事実上のディファクト ・スタンダードとして受け止めなければ ならないということである。 2 0 0 5 年 問題の動きは、まさに、これを裏打ちす るものである。

そこで、国際会計基準をこのように受 け止めるとき、その対応の取り組み方は、 当然のこととして、国際会計基準の目指 す方向性 同一基準で比較できる投資 意志決定情報の提供 をしかと見極 め、国際的な共通性を持つ会計基準の整 備に努めるとともに、これに準拠して作 成される会計情報は、欧米との対比にお いても遜色はなく、国際的信頼性を満た すものであることを主張していくことで ある。少なくとも、1997年以降に見 るわが国の会計基準のめざましい変貌 は、国際会計基準の流れに立ち向かった 制度改革であるといってよいであろう。 ちなみに、その主な歩みは、1997年 の「連結会計」 (Consolidated Accounting)にはじまり、「中間連結財務 諸表」(Interim Consolidated Financial Statements)、「キャッシュ・フロー計 算書」(Cash Flow Statement)、「研究 開発費会計」(Research and Deveropment Expenditures Accounting)、「退職給付 会計」(Retirment Benefit Accounting)、 「税効果会計」(Tax Effect Accounting)、 「金融商品会計」 (Financial Instrument Accounting),「自己株式会計」(Treasury Shares Accounting)、「減損会計」 (Impairment Accounting)、「企業結 合会計」 (Business Combinations Accounting)と順次その改革の分野を拡 げ、わが国企業の財務報告の国際的・国 内的信頼性の支援に立ち向かっているの である。

かくして、わが国の会計基準の国際化 への一歩は踏み出されたのであるが、こ こで、踏み出した一歩の目標が、国際的 な調和化(Harmonization)を目指すこと であるのか、それとも国際的な統一化 (Convergence)を目指すことであるの か、立ち止まって見つめておく必要があ るかもしれない。それは、国際会計基準 の統一化の方向性に疑問を呈する理論に であうからである。

4.日本会計基準の問題点

さてこれまでの考察から、わが国の会 計基準に対する批判的論評は、官民一体 による1997年以降の一連の国際会計 基準の導入によって払拭され、国際会計 基準と同等のレベルに達していると判断 される状況が明らかにされた。しかしな がら、ここに留意すべきことは、国際会 計基準の立場からの批判的論評の底辺に は、日本の会計基準が国際会計基準の導 入につとめても、日本会計基準は、国際 会計基準のレベルには達し得ないとする 見方が存在しているということである。 それは、日本独特の会計制度を形成して いる法制度 商法・証券取引法・ 法人税法 の欠陥に向けられているの である。しからば、わが国の会計制度を 形成している法制度の問題とは何かにつ いて考察する。

周知のように、日本の会計制度を構成 する主な法令は、商法、証券取引法、法 人税法の3つである。3つの法令はそれ ぞれ固有の目的を持っているが、基本的 には「企業会計原則」に準拠すべき旨の 規定を有し、3つの法令が相互に強く結 びついていることから、この3つの法令 によって構成される会計制度の体系は 「トライアングル体制」と呼ばれている。

トライアングル体制とは、企業会計制 度の中心に商法の計算規定が位置し、そ れに証券取引法による情報開示と法人税 法による税務が深くリンクした体制をい う。商法と法人税法の関係では、株主総 会で承認された商法の計算書類上の利益 をベースに、法人税法固有の規定が加味 されて最終的に課税所得が計算されるの であり、商法と証券取引法との関係では、 商法計算規定に従って計算された資産、 負債、資本、収益及び費用の額を一部組 み替えるだけで証券取引法上の財務諸表 として開示され、証券取引法にもとずく 損益計算書の純利益と商法にもとずく損 益計算書の利益は一致するのである。す なわち商法を基軸に商法と法人税法の関 係は確定決算主義によって、商法と証券 取引法の関係は一元的な利益計算によっ て結びついているのである。ここでは、 実質的に企業会計原則の存在意義は希薄 化し、商法優位の体制が確立している。

トライアングル体制を説明した新井・白鳥は、会計の主な目的として、 受託責任の遂行、 処分可能利益の計算、 投資意志決定情報の提供をあげている。そのうえで、商法は と を、証券取引法は と をそして税法は をそれぞれ重視しているとしている。さらに日本では

の投資意志決定情報の提供のための会 計目的は、会計基準の形成上、まだ十分 な評価は与えられていないと述べてい る。

このようにトライアングル体制は、3 つの法律が密接に結びついた会計制度を いうのであるが、そこでは商法が中心に 位置づけられている点に留意すべきであ る商法会計の目的とするところは、情報 開示と配当可能利益の算定にあるが、そ の中心をなすのは後者の配当規制にあ る。なぜならば、商法会計の第一義的な 目的は、各種利害関係者間の利害調整に あり、そこで算定される配当可能利益こ そが、それに対する解答を示すものと考 えられるからである。商法会計は、確か に情報開示という点で証券取引法会計と 共通性を有するが後者の配当可能利益の 算定という枠組みから開示情報の特性に 対して一定の制約を与えている点を見過 ごしてはならない。

一方、国際会計基準の特徴としては、 以下の3点を上げることができよう。第 ーに会計目的のレベルでみると、国際会 計基準は、グローバル化した資本市場に おける投資家を中心として情報利用者の 経済的意志決定のために有用な比較可能 な会計情報を提供することを主眼として いる。このような投資家保護を主眼とし た会計基準は直接金融型資本調達方式の 基盤の上に成立するものである。第二に、 基準設定主体のレベルでみると、国際会 計基準の設定主体であるIASCは参加 各国の職業会計士団体の合意を根拠にし て設立されたプライベート・セクターで ある。第三に税法との関わりとの視点か ら見ると、国際会計基準は会計と税法は 別個であるという立場に立ち、税務上の 要請から中立であるという点が注目され る。

要するに、日本基準が国際会計基準と

異なる根本的な原因は、日本の会計制度 及び実務が配当可能利益及び課税所得の 算定という処分可能利益計算を重視して いるのに対し、国際会計基準は投資者思 考であって、投資意志決定情報の提供に 重点を置いているという会計目的のコン セプトの相違にある。

以上、考察してきたような相違はある にしても、市場経済の発展と証券金融市 場の拡大・グローバル化に伴って、投資 家に対する投資意志決定情報の提供とい う投資家思考の会計基準の充実という方 向性が益々大きくなっていることは無視 できないところである。

5.むすび

21世紀を迎え、グローバル市場での 競争の激化のもとで、日本企業はますま す効率的な資金調達を迫られることにな ろう。そのためには、会計基準を含めた 諸環境が健全に整備され、海外の資本市 場との調和を保つことによって、日本企 業に対する海外の投資家の信頼性を確保 することが不可欠となる。会計基準の国 際的調和化は、自国の法的・経済的環境 を踏まえつつ、漸進的アプローチを採用 すべきである。「制度」としての会計基 準は、各国の歴史的・文化的・経済的環 境特性の中で成立したものであり、自国 の法的、経済的、社会的特性を踏まえつ つ、自国の会計基準の改善を図るべきで ある。会計基準の国際的調和化とは、国 際会計基準を無条件に受け入れることで はなく、日本の環境独自性に留意しつつ、 日本基準に何が求められているかを国際 会計基準との比較を通じて、積極的に明 確にし、調和をはかっていく必要があろ う。

参考文献

・森川八州男編著、「会計基準の国際的調和」、 白桃書房、1998

・企業会計審議会、「国際会計基準に関するわ が国の制度上の対応について(論点整理)」、 平成16年6月

・神戸大学IASプロジェクト・朝日監査法人 IASプロジェクト編著、「国際会計基準と日 本の会計実務」、同文館、平成13年